

平成30年2月7日

日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務
大臣の意見について
(平成30年2月7日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(茅野課長補佐、藪下係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）には、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、前年度収支予算を上回る事業収入により、事業収支差金の黒字を確保し、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

ただし、繰越金の現状や平成31年度以降も引き続き見込まれる事業収入の増加等を踏まえると、全体の収支構造が妥当なものと認められるか否かについて改めて検討することが適当であり、具体的には、既存業務全体の見直しや受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について、検討を行うことを求める。

また、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、引き続き実施することを求める。

また、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、徹底した取組を強く求める。

なお、収支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする等、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地

域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実及び国内外に向けた積極的発信に一層努めること。

- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」（平成30年2月）を踏まえ、拡充を図ること。特に、地域放送局における大規模災害時等の字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送等の一層の充実を図るとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、音声ガイドの自動生成システムの研究、日本語の文章を手話CGに翻訳する技術の研究等、放送サービスの高度化に向けた研究を一層推進すること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送である「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組や我が国及び地域の実情や魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、PDCAサイクルの強化に努めること。
- 訪日観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大等、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

- 4K・8K放送については、BSによる試験放送の着実な実施、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等の活用による視聴機会の拡大等、平成30年12月に予定される実用放送の円滑な開始に向けた取組を引き続き進めること。

また、実用放送の早期かつ円滑な普及に向けては、「4K・8K放送推進連絡協議会」での議論を踏まえ、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴可能受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供、左旋円偏波の受信環境の整備を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

- 地上デジタル放送日本方式の国際展開については、採用国において専門家派遣を含む

技術支援の要望が引き続きあることから、これまでの寄与も踏まえ、引き続き、採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた取組等を実施すること。

- インターネット活用業務については、将来の環境変化を踏まえ、何よりも国民・視聴者のニーズに応えるサービスとする必要があるところ、我が国の放送サービス向上の観点から、インターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の分析等を踏まえた公共放送の担い手としての実施のニーズや意義の明確化、民間放送事業者等の関係者間での共有や相互連携等に努めること。また、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。また、「NHKオンデマンド」についても、併せて、今後のサービスの在り方について検討するとともに、引き続き、収支の一層の改善に努めること。
- 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や医療、教育等放送以外の分野での利活用・国際展開等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。

4 経営改革の推進

- 平成29年には、職員による受信料着服やタクシー券不正使用、委託法人社員による不正な契約手続、個人情報記載された受信料関係帳票の委託先での紛失等の不祥事が相次いで明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、受信料に係る契約・収納等業務全般、協会全体の個人情報保護対策に関し、総点検を行った上で、抜本的な再発防止策を講じること。
- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、引き続き取組を加速し、早急に結論を得ること。なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、子会社からの配当の拡大について、引き続き検討を行うこと。
- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ。）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に役員・管理職への登用拡大については、自らが定めた「行動計画」（平成28年3月15日）に記載している「平成32年の女性管理職の割合を10%以上にする」という目標達成に向けた取組を確実に実施していくことに加え、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、「働き方改革」は政府の重要課題でもあり、協会においても最重要事項の一つと捉え、経営委員会、監

査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。

- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち要員数の削減も視野に入れた業務の合理化・効率化、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての競争性の向上等透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。
- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら早急に検討を進め、遅くとも2021年度からの経営計画に反映させるべく速やかに結論を得ること。

5 受信料の公平負担に向けた取組等

- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2018－2020年度」に掲げる支払率の毎年度1%向上を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。また、上記の対策に要する営業経費については、不断の見直しを行い、徹底した節減に努めること。
- 平成29年12月6日、最高裁判所において放送法第64条第1項の規定が合憲である旨の判決がなされた際、協会の財政的基盤を安定的に確保するためには、協会が、国民・視聴者に対し、放送法に定められた協会の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する国民・視聴者に支えられて運営されていくことが望ましい旨判示されたところであり、受信契約の勧奨等に際しては、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めて丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めること。
- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められるところ、平成29年度末には924億円の財政安定のための繰越金を有する見込みであること、「NHK経営計画2018－2020年度」では事業収入が3年間で198億円増加する計画となっていること、及び近年は事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえ、上記「4 経営改革の推進」で示した既存業務全体についての見直しを進め、受信料額の引下げの可能性を含め、将来の環境変化にも対応できるよう、受信料の在り方について検討すること。

6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 東日本大震災から7年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、平成28年4月

に発生した熊本地震等も含め、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる地上デジタル放送の受信環境整備等に適切に取り組むこと。

- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

7 放送センター建替

- 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、平成28年8月に策定・公表した「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、設計業者、施工業者の選定に当たっては、客観性・透明性を十分に確保すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

(参照条文)

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

(電波監理審議会への諮問)

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～二 (略)

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四～五 (略)

2 (略)

平成30年2月7日

認定持株会社の認定について
(平成30年2月7日 諮問第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(入江課長補佐、岡本主査)

電話：03-5253-5792

認定放送持株会社の認定について (申請者 朝日放送(株))

1 経緯・概要

朝日放送(株)から、グループ事業全体について機動的で柔軟な経営判断を行っていく体制を構築することを目的として、認定放送持株会社化に係る認定申請があった。

審査の結果、いずれも関係法令に適合していると認められるので、認定放送持株会社の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

・申請対象会社の名称：

朝日放送(株) (平成30年4月1日付けで「朝日放送グループホールディングス(株)」に商号変更予定。)

・代表者： 代表取締役社長 脇阪 聡史

・資本金： 約53億円

・主たる出資者：

(株)朝日新聞社 (15.25%)、(株)テレビ朝日ホールディングス (9.50%)、公益財団法人香雪美術館 (7.18%)、

学校法人帝京大学 (3.81%)、朝日新聞信用組合 (3.67%)、大阪瓦斯(株) (2.61%)、日本生命保険相互会社 (2.46%) 等

・子会社となる基幹放送事業者の名称：

朝日放送テレビ(株) (地上基幹放送事業者 (テレビ))

朝日放送ラジオ(株) (地上基幹放送事業者 (AMラジオ))

(株)スカイ・エー (衛星基幹放送事業者 (CS))

3 審査の概要

以下の審査項目について、いずれも適合している。

- ・ 申請対象会社が株式会社であること（放送法第159条第2項第1号）
- ・ 申請対象会社が基幹放送事業者でないこと（同項第2号）
- ・ 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれること（同項第3号）
- ・ 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること（同項第4号）
- ・ 欠格事由に該当しないこと（同項第5号）

平成30年2月7日

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する
移動受信用地上基幹放送の業務の認定について
(平成30年2月7日 諮問第3号)

[中国・四国広域圏]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、濱元係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(山本課長補佐、岡本主査)

電話：03-5253-5737

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について

(中国・四国広域圏)

平成30年2月7日
情報流通行政局

背景

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった周波数帯の一部(99MHzを超え108MHz以下)を使用し、地方ブロックを放送対象地域とした移動受信用地上基幹放送(V-Lowマルチメディア放送)について、平成25年に制度整備を行い、平成26年7月に特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定し、平成27年に九州・沖縄広域圏及び関東・甲信越広域圏、平成28年に近畿広域圏及び東海・北陸広域圏において、それぞれ移動受信用地上基幹放送の業務の認定を行った。
- 中国・四国広域圏においては、平成29年12月にV-Low広島局(中国・四国広域圏V-Lowマルチメディア放送親局)に対して予備免許を交付するとともに、業務の認定について同年11月24日から同年12月25日まで申請を受け付けた。

【これまでの経緯】

- | | |
|----------|--|
| 平成25年 9月 | 「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表 |
| 12月 | 制度整備(改正省令等公布・施行) |
| 平成26年 7月 | 株式会社VIPから申請があった特定基地局の開設計画(全7地域)に対して総務大臣の認定
(「北海道」並びに「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の各広域圏) |
| 平成27年11月 | 九州・沖縄マルチメディア放送株式会社の業務認定(九州・沖縄広域圏) |
| 12月 | 東京マルチメディア放送株式会社の業務認定(関東・甲信越広域圏) |
| 平成28年 2月 | 大阪マルチメディア放送株式会社の業務認定(近畿広域圏) |
| 6月 | 中日本マルチメディア放送株式会社の業務認定(東海・北陸広域圏) |
| 平成29年11月 | 中国・四国広域圏における業務の認定申請受付(11月24日～12月25日) |

諮問の概要

- 今般、中国・四国マルチメディア放送株式会社から、放送法(昭和25年法律第132号)第93条第2項の規定に基づき、中国・四国広域圏における移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請(3セグメント形式の申請2件)がなされた。
- 審査の結果、いずれの申請も、同条第1項各号の規定に適合していると認められるので、同項の規定により認定することとしたい。

申請の概要

申請の概要

- | | | |
|---------------------|--|---|
| (1) 申請者 | 中国・四国マルチメディア放送株式会社（代表取締役社長 久保 雅史） | |
| (2) 放送対象地域 | 中国・四国広域圏 | |
| (3) 業務開始の予定期日 | 平成30年3月31日 | |
| (4) 希望する周波数 | 中央の周波数 | 100MHz、101.285714MHz、102.571429MHzのうち、
いずれか2つの周波数 |
| | 使用するOFDMフレーム
セグメント数 | 3セグメント形式のOFDMフレーム
6セグメント（3セグメントの申請×2件） |
| (5) 予定番組
（計14番組） | TS ONE
アニソン HOLLIC
i-dio CLASSIC Selection
(株)エフエム山陰*
広島エフエム放送(株)*
(株)エフエム徳島*
(株)エフエム愛媛* | Amanek チャンネル
i-dio JAZZ Selection
i-dio MASTERPIECE Selection
岡山エフエム放送(株)*
(株)エフエム山口*
(株)エフエム香川*
(株)エフエム高知* |



※1 有料放送の該当は無し

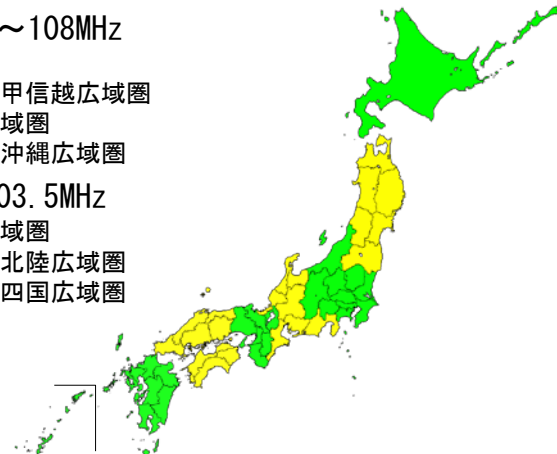
※2 「*」は当該社のサイマル放送に、楽曲情報等の関連データを付した番組を放送予定

申請者の概要

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 本社所在地 | 広島県広島市南区 |
| (2) 資本金 | 約1.2億円（資本準備金を含む） |
| (3) 主な出資者 | 株式会社ジャパンエフエムネットワーク
広島エフエム放送株式会社 |
| (4) 主な事業 | 中国・四国広域圏における移動受信用地上基幹放送 |
| (5) 役員（常勤） | |
| 代表取締役社長 | 久保 雅史（兼 広島エフエム放送株式会社代表取締役社長） |
| 代表取締役副社長 | 富田 英二 |

使用可能な周波数

- | | |
|---|---|
|  | … 103.5～108MHz
北海道
関東・甲信越広域圏
近畿広域圏
九州・沖縄広域圏 |
|  | … 99～103.5MHz
東北広域圏
東海・北陸広域圏
中国・四国広域圏 |



中国・四国マルチメディア放送(株)から申請のあった、移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請(3セグメント形式の申請2件)については、いずれの申請も、放送法第93条第1項各号の規定に適合していると認められる。

1. 基幹放送局設備の確保可能性 (放送法第93条第1項第1号)

✓ 株式会社VIPの基幹放送局設備を使用することとしており、希望する周波数は中国・四国広域圏において、現に移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していないため、確保が可能であると認められる。

2. 業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力の有無 (放送法第93条第1項第2号)

✓ 事業収支見積り等の記載内容は適切であり、経理的基礎を有していると認められる。

✓ 運用・保守等の業務に関し、実務経験等を有する要員や緊急時の体制等が確保されており、技術的能力を有していると認められる。

3. 電気通信設備の技術基準への適合性 (放送法第93条第1項第3号)

✓ 安全・信頼性に関する技術基準及び基幹放送の品質に関する技術基準に適合していると認められる。

4. 表現の自由享有基準への適合性 (放送法第93条第1項第4号)

✓ 申請者及び支配関係を有する者が使用する合計セグメント数は6を超えず、かつ、放送対象地域の数が2を超えないことから、適合していると認められる。

5. 放送の普及及び健全な発達のための適切性 (放送法第93条第1項第5号)

✓ 放送番組の編集の適合性、放送番組審議機関の設置、個人情報保護体制の整備等の事項について適切に計画しており、適合していると認められる。

6. 欠格事由 (放送法第93条第1項第6号)

✓ 申請者は日本の法人である等、欠格事由に該当しないものと認められる。